

## JCB法人カードステーション利用規定

### 第1条 (本規定)

本規定は、カード発行会社（以下「当社」といいます。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といって、当社およびJCBを併せて「両社」といいます。）が、法人会員等向けに提供するWEBサービスであるJCB法人カードステーション（以下「本サービス」といいます。）の利用について定めるものです。

### 第2条 (用語の定義)

1. 本規定におけるそれぞれの用語の定義は以下のとおりとします。

(1) 「法人会員等」とは、以下に該当する者をいいます。

①以下に掲げる規約に定めるカード（以下「法人カード」といいます。）の法人会員

・両社所定の会員規約（大型法人用）

・両社所定の会員規約（使用者支払型法人用）

・両社所定の会員規約（法人債務・カード使用者立替用）

・上記のほか、本サービスを利用することができる両社所定の法人カードに適用される両社所定の会員規約

②両社所定のビジネスカード特約に定めるカード（以下「ビジネスカード」といいます。）の導入法人

(2) 「管理責任者」とは、前号に掲げる各規約および特約（以下「原規約等」といいます。）に定められる「管理責任者」をいいます。

(3) 「管理統括者」とは、第4条第2項および第3項に基づき法人会員等の役員または従業員の中から選任され、管理責任者の権限の一部を管理責任者に代わって行使することが可能な者のうち、統括的な立場にある者をいいます。なお、第4条第2項および第3項に定めるところにより、管理統括者の権限には他の管理統括者および管理担当者を選任する権限が含まれます。

(4) 「管理担当者」とは、第4条第2項および第3項に基づき法人会員等の役員または従業員の中から選任され、管理責任者の権限の一部を管理責任者に代わって行使することが可能な者のうち、統括的な立場にない者をいいます。なお、管理担当者の権限には管理統括者および他の管理担当者を選任する権限は含まれません。

2. 前項のほか、本規定における用語の定義は、本規定で特に定めない限り、各法人会員等に適用される原規約等に従うものとします。

### 第3条 (利用登録)

1. 本サービスの利用を希望する法人会員等は、本規定を承認したうえで、両社所定の方法により両社に本サービスの利用を申請（以下「利用申請」といいます。）するものとします。なお、両社所定の一部の法人カードまたはビジネスカードについては、利用申請ができない場合があります。

2. 両社は、前項の利用申請を承認した場合は、当該法人会員等に対し、管理責任者用のログインID（以下「ID」といいます。）およびパスワードを発行し、両社所定の方法で管理責任者に通知するものとします。両社が管理責任者のIDおよびパスワードを発行した時点で、当該法人会員等にかかる本サービスの利用の登録（以下「利用登録」といいます。）が完了するものとします。

3. 両社と法人会員等の間に、カードの発行にかかる契約が複数存在する場合、法人会員等は、当該契約ごとに利用申請を行うものとします。

4. 前項にかかわらず、当社と法人会員等の間に、カードの発行にかかる契約が複数存在する場合、またはそれに準ずる事由があると両社が特に認める場合であって、それら複数の契約について同一の管理責任者を届け出しており、かつその他両社が定める条件を満たしている場合には、両社所定の方法でそれら複数（但し、両社所定の上限数の範囲内とします。）の契約を相互に紐付け、1つのIDでログインすることにより、当該紐付けられた複数の契約（以下「おまとめ対象契約」といいます。）すべてについて本サービスを利用できるものとします（以下「おまとめログイン管理」といいます。）。この場合、以下の各号が適用されるものとします。

(1) 管理責任者は、おまとめ対象契約のいずれかのIDでログインすることにより、他のすべてのおまとめ対象契約についてログインすることなく、本サービスを利用できるものとします。

(2) 管理統括者および管理担当者は、管理責任者から代理権を付与された範囲内で、おまとめ対象契約のいずれかのIDでログインすることにより、他のおまとめ対象契約についても本サービスを利用できるものとします。

(3) 両社は、法人会員等が本項柱書の要件を充たさないこととなった場合、おまとめログイン管理の登録を解除することができます。この場合、法人会員等はおまとめログイン管理により本サービスを利用することができないものとします。

5. 法人会員等は、利用申請において届け出た内容および管理責任者等（第4条第4項に定める者をいいます。）に関する届出事項（Eメールアドレスを含みます。）に変更がある場合、両社所定の方法により、遅滞なく両社に届け出るものとします。当該変更届出がないために、両社からの通知等が延着し、または到着しなかった場合であっても、通常到着すべきときに到着したものとみなすものとし、また当該変更届出がなされなかったことにより生じた一切の損害は法人会員等が負担するものとします。

### 第4条 (管理責任者、管理統括者および管理担当者)

1. 管理責任者には、会員規約に基づき、法人会員等を代理して、本規定に基づく利用申請、諸届出、各種申請・照会の実施、本条に基づく管理統括者および管理担当者の選任、その他本サービスを利用する一切の権限および本サービスに関連する一切の行為を行う権限が付与されるものとし、また管理責任者は本サービスに関する法人会員等としての一切の行為を行う義務を負うものとします。

2. 管理責任者は、前項に基づく自己の権限の一部を自己に代わって行使することが可能な代理人として、両社所定の上限数の範囲内で管理統括者および管理担当者を選任することができるものとします。また、管理統括者は他の管理統括者および管理担当者を選任することができるものとします。管理責任者および管理統括者は、管理統括者および管理担当者を選任する際、両社が定める本サービスの仕様の範囲内で、管理統括者および管理担当者に対して付与する代理権の範囲を定めることができるものとします（なお、管理統括者および管理担当者が利用することができる本サービスの機能の範囲のことを「機能範囲」といい、管理統括者および管理担当者が権限を行使することができる法人会員等内の組織的な範囲のことを「組織範囲」といい、機能範囲および組織範囲の両面において、管理統括者および管理担当者の代理権の範囲が定まります。）。但し、管理責任者が、自分が直接選任した管理統括者（以下「直接選任管理統括者」といいます。）に対して、他の管理統括者（以下「間接選任管理統括者」といいます。）および管理担当者を選任する権限を付与した場合、管理責任者が直接選任管理統括者が行使できる機能範囲にかかる代理権の範囲を制限した場合であっても、直接選任管理統括者は、間接選任管理統括者および管理担当者を選任する際、直接選任管理統括者に付与された機能範囲にかかる代理権の範囲を超えて、間接選任管理統括者および管理担当者の機能範囲にかかる代理権の範囲を定めることができます。管理責任者は、この点に留意の上、直接選任管理統括者に対して、間接選任管理統括者および管理担当者を選任する権限を付与するか否か判断するものとします。

3. 管理責任者および管理統括者（本項において、以下「選任者」といいます。）は、前項に基づき、管理統括者および管理担当者（本項において、以下「被選任者」といいます。）を選任しようとする場合には、両社所定の方法により、両社に対して申請するものとします。両社は、選任者から当該申請を受けた場合は、被選任者用のログインIDとパスワードを発行し、選任者が申請時に被選任者用のメールアドレスとして届け出たメールアドレス宛に通知するものとし、当該通知の時点で、管理統括者および管理担当者の選任、すなわち代理権の授与行為が完了するものとします。

4. 法人会員等は、自己の責任で、管理責任者、管理統括者および管理担当者（以下、総称して「管理責任者等」といいます。）に対して、本規定等（第5条第3項に定めるものをいいます。）の内容を周知し、本規定を遵守させ、その他管理責任者等が本サービスを適切に利用するよう管理監督を行うものとし、本サービスに関連して管理責任者等が行った行為につき一切の責任を負うものとします。両社は、管理責任者等の選任およびその権限の範囲、ならびに管理責任者等の行った一切の行為について、一切の責任を負わないものとします。

5. 法人会員等は、管理責任者を変更しようとする場合、予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。この場合、両社は、新たな管理責任者のためのIDおよびパスワードを発行し、法人会員等からの届出内容に基づき、両社所定の方法により通知するものとします。なお、管理責任者が変更された場合であっても、前任の管理責任者が代理権を付与した管理統括者および管理担当者の権限は維持される

- ため、法人会員等は、管理責任者の変更に伴って管理統括者および管理担当者を変更する必要がある場合には、次項に従うものとします。
- 6.管理統括者もしくは管理担当者を追加、変更または退任させようとする場合、またはそれに付与した代理権の範囲を変更しようとする場合、法人会員等および管理責任者は、予め両社所定の方法により両社に申請するものとします。法人会員等は、当該申請以前に、管理統括者および管理担当者が代理権の全部または一部を失ったことを、両社に対して主張することはできません。
- 7.管理責任者等の異動または退職等、管理責任者等を変更しなければならない事情が生じた場合には、法人会員等の責任において、前二項の手続きを行うものとします。当該手続きが行われなかつたことにより生じた法人会員等の損害等について、両社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第5条 (本サービスの内容等)

- 1.本サービスは、両社所定のWEBサイト（以下「本サイト」といいます。）を通じて提供されるものとします。
- 2.本サービスの機能は、以下のとおりとします。ただし、両社所定の一部の法人カードおよびビジネスカードにおいては、一部のサービスが利用できず、または制限される場合があるものとします。
  - (1)管理統括者および管理担当者の選任、退任および代理権の範囲の変更の申請
  - (2)管理責任者等の登録内容の照会
  - (3)ご利用代金請求書およびご利用代金明細の照会およびダウンロード
  - (4)ご利用代金請求書およびご利用代金明細の発送停止の申請（この場合、法人会員等は、上記(3)の機能を利用して、ご利用代金請求書およびご利用代金明細の確認を行い、当社への支払いを行うものとします。）
  - (5)法人会員等の商号、住所、代表者名その他の届出内容、法人会員の利用可能枠（原規約等において法人会員の利用可能枠が設定されている場合に限ります。以下、法人会員の利用可能枠に関して同じです。）、カード利用代金の支払方法その他両社と法人会員等との間の契約内容等の照会
  - (6)法人会員等の届出内容の変更届出
  - (7)法人会員の利用可能枠の増枠申請
  - (8)カード使用者またはビジネスカードの会員（以下総称して「カード使用者等」といいます。）の氏名その他の登録内容、および各カード使用者等に発行されたカード（法人会員等に発行されたカードを含みます。）のカード番号、利用可能枠等の照会およびダウンロード
  - (9)「JCB使用者WEB入会サービス」（WEBシステム上でカード使用者の入会の申請をするサービス）へのログイン
  - (10)カード使用者およびビジネスカード会員の退会申請
  - (11)カードごとに設定される利用可能枠の増枠申請
  - (12)タクシーチケットの発注
  - (13)原規約等またはこれに付随する規定・特約等に基づき発行される各種カードまたはカード情報等（それを利用してオンラインショッピング等を行うことができるものをいい、カード番号に代わって発行されるトークン番号等を含みます。）の新規または追加の発行申請
  - (14)カード利用に関する通知・制限に関するサービスの申請
  - (15)前各号のほか両社所定の機能
- 3.本サービスの具体的な内容、利用方法および本サービスに関する留意事項は、本規定のほか、本サイト上または両社が別途公表するサービス説明（「ご案内」、「ご利用上の注意」等の表題のものを含みますが、それに限られません。）、ならびにサービスごとに定められる規定・特約等（以下、本規定、サービス説明および規定・特約等を総称して「本規定等」といいます。）に定められるので、法人会員等および管理責任者等は当該内容に基づいて本サービスを利用するものとします。
- 4.両社は本サービスの内容を任意に追加、変更または中止することができるものとします。この場合、両社は当該追加、変更または中止を行うことについて、本サイトに掲載する方法、もしくはその他の方法により公表し、または両社所定の方法により通知するものとします。なお、法人会員等が本サービスの新たなサービスを追加で利用しようとする場合、当該追加サービスにかかる規定・特約等への同意がサービス利用の条件となる場合があります。
- 5.両社は、前項に基づく本サービスの内容の追加、変更または中止に起因または関連して生じた、法人会員等、管理責任者等およびカード使用者の損害、損失または費用（第三者からの請求によるものを含み、以下総称して「損害等」といいます。）について、一切責任を負わないものとします。

#### 第6条 (本サービスの利用方法)

- 1.管理責任者等は、本サービスを利用する場合には、本サイトにおいてIDおよびパスワードを入力するものとします。
- 2.管理責任者等は、ログイン時その他両社所定の場合には、前項に加えて、本サイトにおいてワンタイムパスワード（臨時のパスワードをいいます。以下同じです。）を入力する必要があるものとします。両社は、管理責任者等が届け出たメールアドレス宛にワンタイムパスワードを送信するものとします。
- 3.法人会員等は、本サイトにおいて同一のIDにつき両社所定の回数連続して入力エラーとなった場合、もしくは両社所定の回数を超えて繰り返しワンタイムパスワードの発行が求められた場合、または管理責任者等に付与されたIDに関して第三者による不正な攻撃の可能性が検知された場合、当該IDが一時的に停止されること、または当該IDが無効となり両社所定の手続による再発行を必要とする場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- 4.両社は、IDとパスワードの一致を確認することにより、またワンタイムパスワードを発行した場合には、それに加えてワンタイムパスワードが入力されたことを確認することにより、その入力者を管理責任者等とみなすものとします。
- 5.前各項のほか、本サービスの利用方法は本規定等に従うものとします。

#### 第7条 (IDおよびパスワード等の管理等)

- 1.管理責任者等は、パスワードの発行を受けた場合には、速やかに両社所定の条件に従い、当該パスワードを変更するものとします。管理責任者等は、パスワードの設定にあたり、他人に推測されやすい記号・番号等を使用してはならないものとします。
- 2.法人会員等および管理責任者等は、ID、パスワードおよびワンタイムパスワード（以下、総称して「認証情報」といいます。）が本サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。また、法人会員等および管理責任者等は、両社に届け出られたEメールアドレス（以下「登録メールアドレス」といいます。）がワンタイムパスワードの送信先となることを認識し、登録メールアドレスを他人に使用されないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。法人会員等および管理責任者等は、認証情報の使用、管理等について一切の責任を負うものとし、認証情報を用いてなされた一切の行為について、自己が行ったものとみなされることを承諾するものとします。
- 3.法人会員等および管理責任者等は、以下のいずれかに該当する場合、直ちに両社所定の方法で両社に届け出るものとします。
  - (1)認証情報の紛失、漏えい、盗難もしくは詐取等があった場合、またはそのおそれがある場合
  - (2)認証情報を第三者に不正に使用された場合、またはそのおそれがある場合
- 4.認証情報が第三者に使用されたことによる損害等（カード利用代金を含みます。以下同じです。）に関して、法人会員等および管理責任者等の故意または過失の有無にかかわらず、両社は一切責任を負わないものとし、当該損害等については法人会員等の負担とします。
- 5.法人会員等は、認証情報の使用に起因または関連して、当社、JCBまたは第三者に損害等が生じた場合、自己の責任においてその損害等を賠償しなければならないものとします。

#### 第8条 (遵守事項)

- 1.法人会員等は、本規定等を遵守し、また管理責任者等をして本規定等を遵守させるものとします。法人会員等は、自己の責任において、管理責任者等の本サイトの利用状況を確認し、必要な監督を行うものとします。

2. 法人会員等は、本サービスを利用する権利を、第三者に譲渡しまたは行使させてはならないものとします。
3. 法人会員等および管理責任者等は、本サービスの利用によって得られた情報を、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、法人会員等の経費処理、カード使用者等に対する福利厚生、当社に対する法人力カード債務の弁済、ビジネスカードの回収、カード使用者等の管理、その他原規約等に基づく業務の遂行の目的に限って利用するものとします。

#### 第9条 (知的財産権等)

本サービスの内容、本サービスの利用により法人会員等に提供される情報など、本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべて両社その他の権利者に帰属するものであり、法人会員等はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

#### 第10条 (法人会員等に対する通知)

1. 当社またはJCBが法人会員等に対する通知を行う場合、原則として、管理責任者に宛てた書面の送付または管理責任者のEメールアドレスとして届け出られた登録メールアドレスに宛てた電子メールの送信のいずれかの方法によるものとし、法人会員等はこれをあらかじめ承諾します。但し、当社またはJCBが必要と判断した場合には、その他の方法により通知する場合があります。
2. 当社またはJCBが登録メールアドレスに宛てて電子メールを送信する方法で法人会員等に対する通知を行った場合、当該電子メールを送信した時点で、法人会員等に通知が到達したものとみなします。

#### 第11条 (個人情報等の取扱い)

1. 法人会員等は、両社が法人会員等の届け出た法人会員等に関する情報（法人名、所在地、代表者名、連絡先電話番号等）および管理責任者等に関する情報（氏名、部署、連絡先電話番号、登録メールアドレス等）、ならびに本サービスの利用に関する一切の情報（個人情報を含み、以下「法人会員等関連情報」といいます。）につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することを承諾するものとします。
  - (1) 本サービスの提供、その他本規定に基づく業務
  - (2) 宣伝情報の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による両社の営業に関する案内
  - (3) 業務上の必要事項の確認および連絡
  - (4) 市場調査を目的としたアンケート依頼
  - (5) 統計資料などの作成、利用等（ただし、個別の法人および個人が特定できない状態とするものに限ります。）
  - (6) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供
2. 管理責任者等は、管理責任者等に関する前項の情報が前項に従い利用されることについて承諾するものとします。
3. 両社は、自己の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、法人会員等関連情報を当該業務委託先に預託できるものとします。

#### 第12条 (免責)

1. 両社は、本サービスに関し、その内容、情報等の完全性、正確性、有用性その他いかなる保証も行わないものとします。また、本サービスにおいて、両社が採用する暗号技術は、両社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関するいかなる保証も行わないものとします。
2. 両社は、自己の故意または重大な過失による場合を除き、本サービスの利用に起因または関連して生じた法人会員等の損害等について、一切責任を負わないものとします。また、両社は、過失の如何にかかわらず、法人会員等に生じた逸失利益および特別な事情に基づき生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第13条 (本サービスの一時停止・中止)

1. 両社は、以下のいずれかの事由が発生した場合、法人会員等に対する通知なくして、本サービスを一時停止または中止できるものとします。
  - (1) システム保守その他本サービス運営上の必要がある場合
  - (2) 天災、停電その他の不可抗力またはシステム障害等により、本サービスを提供することが困難になった場合
  - (3) その他両社が必要と判断した場合
2. 両社は、本サービスの一時停止または中止に起因または関連して生じた法人会員等および管理責任者等の損害等について、一切責任を負わないものとします。

#### 第14条 (利用登録の抹消)

1. 法人会員等は、両社所定の方法で申請することにより、本サービスの利用登録を抹消することができるものとします。
2. 両社は、法人会員等が次のいずれかに該当する場合（管理責任者等が該当する場合も含みます。）、事前の通知および催告なくして当該法人会員等にかかる本サービスの利用登録を抹消することができるものとします。
  - (1) 法人会員等が原規約等のカードを退会し、または会員資格を喪失した場合
  - (2) 本規定のいずれかに違反した場合
  - (3) 両社に対し虚偽の申請をした場合
  - (4) 本サービスの利用に際し必要とされる債務支払または義務の履行を行わなかった場合
  - (5) 法人会員等、法人会員等の役員・顧問・従業員または法人会員等を実質的に支配しもしくは法人会員等の経営に影響力を行使できる者が反社会的勢力に該当することが判明した場合
  - (6) 法人会員等、法人会員等の役員・顧問・従業員または法人会員等を実質的に支配しもしくは法人会員等の経営に影響力を行使できる者が、自らまたは第三者を利用して不当な、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いたりまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行った場合
  - (7) その他両社が本サービスの提供を受ける者として不適当と判断した場合
3. 第1項または前項に基づき利用登録が抹消された場合、法人会員等および管理責任者等に発行されたIDはすべて無効となり、以後、法人会員等および管理責任者等は本サイトを利用することができないものとします。また、両社は法人会員等に事前に通知することなく、おまとめログイン管理の設定、ご利用代金請求書およびご利用代金明細書の発送停止の設定、カード利用に関する通知・制限サービスの設定等を解除することができるものとします。なお、利用登録が有効になっていた時点で本サイトを介してなされていたカード使用者の入会申請、利用可能枠の増枠申請、タクシーチケットの発注、各種カードまたはカード情報等の発行申請等の各種申請については、原則として効力を失うものとしますが、既に当該申請に基づいて両社内での手続きが進行している場合には、両社が当該申請を引き続き有効として取扱う場合があることを法人会員等および管理責任者等はあらかじめ了解するものとします。
4. 前項第1文にかかわらず、法人会員等が第1項の申請を行うことなく、原規約等のカードを退会した場合には、両社所定の期間、管理責任者等は本サービスの機能のうち、ご利用代金請求書およびご利用代金明細書の照会およびダウンロード等、両社所定の一部の機能に限定して、本サービスを利用することができます。
5. 両社は、利用登録の抹消またはIDの無効に起因または関連して生じた法人会員等、管理責任者等およびカード使用者・ビジネスカード会員の損害等について、一切責任を負わないものとします。

#### 第15条 (本サービスの終了)

1. 両社は、天災、社会情勢の変化、法令の改廃、監督官庁からの指導、その他技術上または営業上の問題等の理由により、法人会員等から承諾を要することなく、本サービスの全部または一部を終了させることができるものとします。この場合、両社は、原則として事前に

- 法人会員等に対して通知しますが、緊急の場合には事後速やかに通知または公表するものとします。
- 2.両社は、本サービスの終了に起因または関連して生じた法人会員等、管理責任者等およびカード使用者・ビジネスカード会員の損害等について、一切責任を負わないものとします。

**第16条 (本規定の改定)**

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定し（本規定と一体をなす規定・特約等を新たに定めることがあります。）、または本規定に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として法人会員等に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら法人会員等の利益となるものである場合、または法人会員等への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員等に不利益を与えるないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

**第17条 (準拠法)**

本規定およびその他の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

**第18条 (合意管轄)**

本サービスに関する紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

**第19条 (本規定の優越)**

本サービスに関し、原規約等その他両社の定める規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

※カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「両社」、「当社またはJCB」をJCBと読み替えるものとします。

(VCN04・20260331)